

令和8年度 Nara for Culture 企画・運営業務仕様書

本仕様書は、ムジークフェストなら実行委員会（以下、「甲」という。）が受託事業者（以下、「乙」という。）に委託して実施する「令和8年度 Nara for Culture 企画・運営業務」（以下、「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

本業務は、別契約である「令和8年度 Nara for Culture 広報業務」受託事業者（以下、「丙」という。）と、「ムジークフェストなら 2026 公演当日運営等業務」受託事業者（以下、「丁」という。）との綿密な連携を前提とする。

1. 本業務の名称

令和8年度 Nara for Culture 企画・運営業務

2. 本業務について

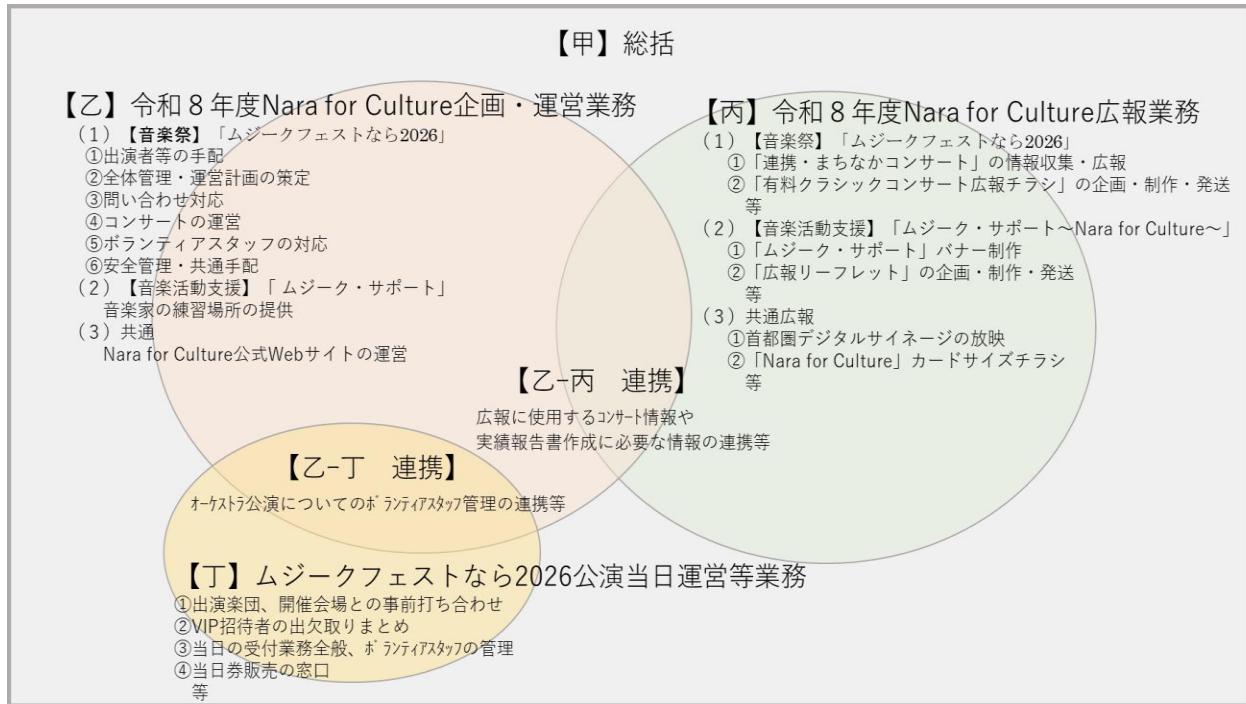
(1) 実施目的

本業務では、奈良を“クリエイティブ・アーティストが集まる場”にすることを目指して、甲が令和8年度に実施する以下2事業（音楽祭事業「Nara for Culture～ムジークフェストなら 2026～」、音楽活動支援事業「Nara for Culture～ムジーク・サポート～」）について企画・統括・運営を行う。

「Nara for Culture～ムジークフェストなら 2026～」は、奈良県内の多様な会場でクラシックを中心とする上質なコンサートを開催し、奈良で上質な文化・芸術に触れる機会を提供する。

「Nara for Culture～ムジーク・サポート～」は、練習場所の提供などを通して、演奏家の活動を支援することを目的とする。





3. 本業務の委託期間及び内容

(1) 委託期間

契約日から令和8年12月31日（木）まで

(2) 委託上限金額

①上限金額
 27,800千円（消費税及び地方消費税を含む）

②上限金額に含む費目

5. (2) 「演奏家への練習場所の提供事業」に係る施設使用料【予算上限 8,000千円(税込)】

③甲が負担する費目

- （1）【音楽祭】に係る各会場の会場使用料及び付帯設備使用料
- ボランティアスタッフに対する謝礼費用
- JASRACへの音楽著作権使用料

(3) 本業務内容

「4. 実施項目」「5. 業務詳細」に記載の業務を実施する。

4. 実施項目

音楽祭の開催及び、音楽活動支援を実施するにあたり必要となる以下の業務について、甲から一括して委託する。

乙は、「【参考資料】令和8年度 Nara for Culture事業計画」の内容をよく踏まえて業務を実施すること。

(1) 【音楽祭】「Nara for Culture～ムジークフェストなら 2026～」

- ①出演者等の手配
- ②全体管理・運営計画の策定（丙・丁と連携）
- ③問い合わせ対応（電話・フォーム）
- ④コンサートの運営（屋内、屋外、まちかど、来場者管理、動線・警備等）
- ⑤ボランティア対応
- ⑥安全管理・共通手配（保険、スタッフ証・ポロシャツ等）

(2) 【音楽活動支援】「Nara for Culture～ムジーク・サポート～」

演奏家の練習場所の提供事業

(3) 共通

Nara for Culture 公式 Web サイトの運営

5. 業務詳細

(1) 【音楽祭】「Nara for Culture～ムジークフェストなら 2026～」

① 出演者等の手配

＜共通事項＞

- ・ 【別表 1】のうち、No. 7、8、9 の公演について出演者（プロアーティスト）の手配を実施すること（1公演 60 分程度）
- ・ 出演者の選定にあたっては、県内出身者または県内で活躍している者を優先することとし、また演奏する音楽ジャンルはクラシックを中心として提案すること。
- ・ 公演の情報については、「Nara for Culture～ムジークフェストなら 2026～公式ガイドブック（以下、「ガイドブック」という。）」及び「Nara for Culture～ムジークフェストなら 2026～公式 Web サイト（以下、「Web サイト」という。）」等で情報発信をするため、2月上旬までにその企画を固め、必要な情報（出演団体名、演奏ジャンルなど）を収集すること。
- ・ 出演者の選定については、会場管理者及び甲の意向も反映して実施すること。

※ (No. 7) に関する特記事項

会場の既設ピアノがあるため、ピアニストの出演が可能。
(ピアニスト出演の場合は、ピアノ調律を手配すること。)

※ (No. 9) に関する特記事項

- ・ 県内主要駅の広場、公園、社寺境内等の一定の人通りが見込まれるオープンスペースで、令和8年5月18日(月)～6月12日(金)の平日、日中5公演実施すること。
- ・ 1公演60分程度とし、開催日時、場所、出演者（原則プロアーティスト）等の手配及び連絡調整を実施すること。
- ・ 出演者の選定にあたっては、県内出身者または県内で活躍している者を優先することとし、屋外で演奏可能であり、また音楽ジャンルとしては若年層をターゲットとしたポップス・ジャズを中心に手配すること。なお、10～20代の出演者についても、可能な範囲で選定を検討すること。
- ・ 公演の情報については、2月上旬までにその企画を固め、必要な情報（開催日時、場所、出演団体名、演奏ジャンルなど）を収集すること。
- ・ 開催場所、出演者の選定については、甲の意向も反映して実施すること。

② 全体管理・運営計画の策定（丙・丁と連携）

事業全体の実施計画を策定し、丙・丁と分担を明確化すること。併せて、安全かつ円滑に運営するために事業の進行管理をすること。

③ 問い合わせ対応（電話・フォーム）

(ア) 県民等からの問合せに対する電話窓口の設置

- ・ 期間：令和8年3月下旬（予定）～6月14日（日）において、週あたり6日以上で、有人での電話対応窓口を設置し、問合せに対応すること。なお、甲が主催する公演の開催期間中（令和8年5月16日（土）～6月14日（日））は、毎日対応すること。
- ・ 受付時間：10時00分～17時00分

(イ) 県民等からの問合せに対するフォームの設置

- ・ 期間：令和8年3月中旬（予定）～12月22日（火）において、Webサイト内に問合せフォームを設置し、対応すること。初回回答は原則2営業日以内とする。

※場所、必要な物品・経費については委託費に含めるものとし、乙が手配し負担すること。

④ コンサートの運営

(ア) 観覧申込受付、入場券発行

- 【別表1】のうち、No.1、2、3、4、7、8の公演について、申込者の事前募集、申込情報整理、指定席の場合の配席、入場整理券の作成及び事前配布を実施すること。
- 定員を超えた応募があり落選者が出了場合、Web申込によりメールアドレスを把握できている申込者に対しては早急に落選の旨をメールにて通知すること。
- 入場券については、申込代表者に対してハガキ等に「入場可能人数：〇名」と記載することも可とする。

※2026事前申込制会場数：6公演、入場券発送最大数：計4,186名分程度

(イ) 屋内公演の企画及び当日運営（出演者・会場との事前連絡調整含む）

- 【別表1】のうち、No.1、3、7、8の屋内公演において、企画及び当日運営（事前の出演者・会場との連絡調整含む）を行うこと。

＜共通事項＞

- 座席は自由席とする。
- 会場及び出演者との連絡調整及び当日の進行管理をすること。
- 音響、美術、照明、備品、控室及び電源設備等を手配すること。
- 舞台、音響、照明、椅子及びバナー等を設営・撤去すること。
- 司会者もしくは影アナウンスを手配すること。ただし、運営補助員が司会を兼務することも可とする。
- 音響機材の持込が必要な場合は、必要な機材の手配をすること。
- 観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去をすること。
- 身体障害のある方の来場を見据えた観覧エリアや席を準備すること。
- 日本語／英語／中国語等の多言語による案内・誘導サインを準備すること。
- 運営補助員及びボランティアスタッフを必要に応じて配置し、出演アーティストの当日サポート及び観客の誘導を遅滞なく実施すること。

※ (No.1) に関する特記事項

- 甲が手配するアーティスト1組による公演であり、演奏楽器は「アコースティックギター」となる。
- 甲が提供する出演者連絡先をもとに事前に連絡調整を行い、公演企画及び当日運営をすること。

※ (No.3) に関する特記事項

- 甲が手配するアーティスト最大7名によるオムニバス公演であり、演奏楽器は「ヴァイオリン、フルート、ピアノ、古箏、琴、マリンバ、電子ギター」となる。
- 曲間で観客の感想などを聞く司会者を手配すること。
- 公演時間はひとり原則30分間程度とし、甲が提供する出演者連絡先をもとに事前に連絡調整を行い、公演企画及び当日運営をすること。

- ・ 演奏中にスライドショーを使用するアーティストがいる想定で、事前のデータ確認及び当日の操作スタッフを手配すること。
- ・ 公演は設営、ゲネプロ、本番、休憩、撤収含め（9時～21時30分）の内で行うこと。
- ・ 公演本番はカメラ2台による撮影（定点カメラ1台、撮影スタッフ付き可動カメラ1台）を行い、公演実施後に出演者に提供できるよう編集した動画を納品すること。また、公演中の音については、会場既設の集音マイクから音声データを取得できるよう会場と事前調整し、動画に使用すること。
- ・ 当該公演のピアノ使用については、必要な場合は会場既設の備品を甲が借上げ・調律手配・使用料支払いを行うもの。

※（No.7）に関する特記事項

- ・ ピアノを使用する場合は、会場既設のピアノの調律手配を行うこと（【別表1】参照）。
- ・ 雨天の場合、300人程度の来場者を想定した傘立てを手配すること。

（ウ）屋外公演の企画及び当日運営（事前の出演者・会場との連絡調整含む）

【別表1】のうち、No.5、6については当日運営を行い、No.9については公演企画及び当日運営を行うこと。

a) （No.5）馬見丘陵公園公演の設営及び運営

- ・ 日時：令和8年6月6日（土）14時開演
- ・ 演奏場所は「集いの丘エリア 大型テント」であり、観覧場所は晴天時は屋根のない場所を想定し、雨天時は屋根下の一部に可能な範囲で観覧エリアを設定すること。
- ・ 申し込み不要、座席なしの自由観覧とするが、ステージ前の通路に留まっての観覧は禁止とし、通行を滞留させる観覧者については観覧位置に誘導すること。
- ・ 雨天決行、荒天中止とする。中止の判断は会場管理者及び甲と協議すること。
- ・ 大型テント下、ステージ脇に出演者控室（総勢30名程度の吹奏楽団）となる目隠し付きテントを男女別で2張り、またそれぞれのテント中に机2台、椅子6脚を手配し設営・撤去すること。
- ・ 大型テント下、ステージ脇にスタッフ控え室となる目隠し付きテント1張り、またその中に机2台、椅子6脚を手配し設営・撤去すること。
- ・ 出演者及び当日プログラム（Webサイトへの誘導QRコード含む）を表示した自立式看板を1台作成し、設営・撤去すること。
- ・ ステージ上に演奏者用のパイプ椅子25脚を手配し、設営・撤去すること。
- ・ 会場及び出演者との連絡調整及び当日の進行管理をすること。
- ・ 音響機材の持込が必要な場合は、必要な機材の手配をすること。
- ・ 必要に応じて音響、美術、照明、備品及び電源設備等を手配すること。
- ・ 舞台、音響、照明、椅子及びバナー等を設営・撤去すること。
- ・ 司会者もしくは影アナウンスを手配すること。ただし、運営補助員が司会を兼務することも可とする。
- ・ 観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去すること。

- ・運営補助員及びボランティアスタッフを必要に応じて配置し、出演アーティストの当日サポート及び観客の誘導等を遅滞なく実施すること。
- ・当日、各会場にて甲が提供する名刺サイズのチラシを配布すること。

b) (No. 6) あおぞら吹奏楽の設営及び運営

- ・日時：令和 8 年 6 月 7 日(日) 14 時開演予定
- ・会場：国営飛鳥歴史公園 あすか風舞台
- ・甲が手配した出演者による、吹奏楽をメインとした屋外コンサート「あおぞら吹奏楽」を実施し、出演者との連絡調整及び当日の進行管理を行うこと。
(出演者は吹奏楽団体：5 団体程度、プロ演奏者：1 組程度を想定)
- ・音響、美術、照明、備品、控室（テント）及び電源の手配、設置並びに撤去。
- ・出演者及び当日プログラム（Web サイトへの誘導 QR コード含む）を表示した自立式看板を 1 台作成し、設営・撤去すること。
- ・申し込み不要、座席なしの自由観覧とするが、ステージ前の通路に留まっての観覧は禁止とし、通行を滞留させる観覧者については観覧位置に誘導すること。
- ・観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去。
- ・駐車場内及び隣接する横断歩道の誘導等を実施する交通誘導警備員の手配（計 3 名）。
- ・マイカー来場者への周辺社寺駐車場の案内は厳禁とし、明日香村石舞台駐車場が満車時の誘導方法を事前に甲と協議し警備計画を策定すること。
- ・観覧者用シャトルバスを 2 路線（橿原神宮前駅 ⇄ 明日香村石舞台駐車場、近隣臨時駐車場 2 箇所 ⇄ 明日香村石舞台駐車場）を手配し、輸送計画を作成すること。
※近隣駐車場 2 カ所は、明日香村役場及び野口駐車場（明日香村川原 165）を想定
- ・当時は、発車場所（行き：橿原神宮前駅、近隣臨時駐車場 2 箇所、帰り：明日香村石舞台駐車場）計 4 か所にそれぞれ 1 名以上の乗車誘導人員を配置すること。

※想定便数

《開演前》

近隣臨時駐車場 2 箇所 ⇄ 明日香村石舞台駐車場：開演 1 時間前より 10 分間隔で 6 便

橿原神宮前駅 ⇄ 明日香村石舞台駐車場：開演 1 時間半前より 30 分間隔で 4 便

《開演後》

近隣臨時駐車場 2 箇所 ⇄ 明日香村石舞台駐車場：30 分間隔で 6 便

橿原神宮前駅 ⇄ 明日香村石舞台駐車場：30 分間隔で 6 便

《終演後》

明日香村石舞台駐車場 ⇄ 近隣臨時駐車場 2 箇所：10 分間隔で 6 便

明日香村石舞台駐車場 ⇄ 橿原神宮前駅：15 分間隔で 4 便

※明日香村石舞台駐車場のバス乗り入れ可能エリア及び、臨時駐車場 2 箇所の場所については、別途甲が指示する。

- ・飲食出店者（キッチンカーも可）を任意の方法で募集し、地産地消を意識した店舗（奈良県産の飲食物や、奈良県産食材を使用した料理を提供する者）や県内飲食事業者を優先的に選定し、4店舗以上の出店を手配すること。
- ・キッチンカーの購入者が利用できる飲食スペースを確保し、“机1台及び椅子4脚”を4セット手配すること。
- ・出店する飲食店舗について、あすか風舞台での販売登録事務手続きを補助すること。
- ・飲食出店者が電源・給排水等を必要とする場合、受託事業者が手配すること。
- ・飲食出店者から購入した飲食物のゴミが会場周辺に散乱することがないよう対策し、ゴミの処分をすること。
- ・出演者含む公演関係者、観覧者、飲食物購入者、公園利用者等の動線が交錯しないよう、効果的な区画整理を行うこと。
- ・必要に応じて、消防署や保健所との協議に対応すること。
- ・機材搬入・搬出、キッチンカーの乗り入れの際、芝を傷つけないよう留意すること。
- ・芝の上に飲食店テントやキッチンカーを出店する場合、会場管理者の指示に従い、必要に応じて養生等をすること。
- ・当日、各会場にて甲が提供する名刺サイズのチラシを配布すること。

c) No.9 ストリートコンサート（5箇所）

- ・当日の進行管理は乙のみで実施すること。
- ・日時：令和8年5月18日（月）～6月12日（金）の平日（日中）で60分程度。
- ・会場：県内主要駅の広場、公園、ショッピングモール等のオープンスペース（5か所）。
- ・会場及び出演者との連絡調整及び当日の進行管理。
- ・音響、美術、照明、備品、出演者控え室（またはテント）及び電源設備等の手配。
- ・舞台、音響、照明、バナー等の設営・撤去。
- ・当日、各会場にて甲が提供する名刺サイズのチラシを配布すること。
- ・司会者もしくは影アナウンスの手配（受託事業者が兼務すること也可）。
- ・会場の特性上、ピアノを使用する場合は電子ピアノで演奏すること。なお、必要に応じて、甲所有の電子ピアノの貸し出し可能。
- ・音響機材等の持込が必要な場合の手配。
- ・会場はオープンスペースであり、一般通行者が混在することとなるため、公演鑑賞エリアや、一般通行者の動線確保を考慮した誘導人員配置をすること。
- ・公演当日は運営補助員及びボランティアスタッフを必要に応じて配置し、観客の安全確保とともにスムーズな誘導を遅滞なく行うこと。
- ・観客のスムーズな誘導を行うために必要な物品の設置・撤去。
- ・海外からの観光客の来場が多く見込まれるため、日本語／英語／中国語等の多言語による案内、誘導サインの作成。

d) その他、上記 (a) ~ (c) の運営上必要となる業務

※【別表1】種別B公演(6公演)については、丁が対応。

- ・出演者現場下見の立会。（出演者から希望がある場合。）
- ・各行政機関への調整、許認可申請書類作成等（会場設営及びイベントの運営にあたり、各行政機関へ調整・届出・許認可申請等を行う必要が生じた場合）、届出。
- ・その他、出演者と会場にかかる必要な調整。
- ・必要に応じて警察等関係機関との調整。
- ・必要に応じて舞台設営等にかかる関連法令手続きに必要な図面等の作成及び申請手続。
- ・社寺を演奏会場とする場合、必要に応じて挨拶や法要をコンサートに組み込む調整。
- ・会場で発生するごみの分別、処分。
- ・会場の来場者数の集計および記録写真の撮影。

⑤ ボランティアスタッフ対応

- ・Webサイト上にボランティアスタッフ募集についての申し込みフォームを作成し応募情報を取りまとめ、申込者の住居地や従事希望内容と各公演の必要人員を勘案し、乙にてボランティア従事者を選定すること。また申し込みフォームにて、県主催の他イベントのボランティアスタッフ募集情報を追って提供しても良いかを確認すること。
- ・ムジークフェストならのボランティアスタッフの人員を確保し、割り振りが可能なスキームの提案と実施。各公演に必要なボランティア数の想定は、【別表1】のとおり。
- ・ボランティアスタッフに向けた業務説明会の開催・業務説明資料の作成。
※ボランティアスタッフ用の首から提げる名入りスタッフ証の作成は不要。
※ボランティアスタッフ人数については参考であり、各公演の2ヶ月前までに甲と協議のうえ派遣人数や役割を調整すること。
- ・ボランティアスタッフが業務に従事する際には、甲が提供する名刺サイズのチラシを携帯してもらい、必要に応じて来場者へ配布したり、説明に使用したりすること。

<【別表1】 種別Aについて>

- ・ボランティアスタッフ希望者へ、参加の可否や集合案内について連絡調整を行うこと。
- ・現場における当日業務のオリエンテーション、指導、管理。
- ・ボランティア活動状況の記録写真撮影。なお、撮影の可否を確認のうえ実施すること。
- ・ボランティアスタッフへのスタッフポロシャツ、業務終了後に謝礼等の配布。
※ボランティアスタッフへの謝礼にかかる費用は甲で負担する。なお、謝礼を配布した証明として、受領確認簿へ自署によるサインをもらうこと。

<【別表1】 種別Bについて>

- ・ボランティアスタッフ希望者へ、参加の可否や集合案内について連絡調整を行い、その情報（氏名、性別、連絡先、集合案内の文面、その他必要な情報）を、各公演の2週間前までに甲及び丁へ共有すること。
※当日のボランティアスタッフの管理については、丁が実施。

⑥ 安全管理・共通手配（保険、スタッフ証・ポロシャツ等）

- ・出演者及び来場者が安心かつ安全に参加できるような安全管理計画を策定すること。また、当該計画においては、障害者の方の来場にも配慮した内容とすること。
- ・会場設営にあたっては、会場が傷まないよう最大限配慮し、必要な措置を講じること。
- ・スタッフ用ポロシャツを100枚製作すること。なお、サイズ、色については甲乙協議の上決定する。
※スタッフ用ポロシャツについては、年度を記載しない等、次年度以降も使用できることを考慮したデザインを用いること。
- ・スタッフ証を作成すること。
- ・イベント保険、ボランティア保険に加入すること。
- ・甲がGoogleフォームにて作成する「イベント来場者のアンケート」の結果を集計し、来場者アンケート報告書にまとめること。
- ・出演者から公演での演奏曲目等を聴取し、JASRACへの音楽著作権使用料にかかる申請書類の作成を行うこと。なお、公演実施にかかるJASRACへの音楽著作権使用料は甲で別途負担する。
- ・業務をとりまとめ、事業実施報告書を作成すること。

（2）【音楽活動支援】「Nara for Culture～ムジーク・サポート～」

演奏家への練習場所の提供事業

県有施設の空き状況を有効活用し、演奏家へ演奏練習場所を無償提供し、県内の音楽活動の活性化を目指す。

（ア）事業概要

- ・本事業利用者へ対象施設を利用するためのクーポンを発行し、利用者の施設利用を確認後、施設管理者へ会場使用料を支払うこと。
- ・対象施設

➢奈良県橿原文化会館 小ホール

➢なら歴史芸術文化村 ホール

➢奈良公園バスターミナル レクチャーホール

➢県内市町有施設（4施設）

- ・ 日時：クーポン申込受付期間は、令和8年4月初旬（予定）～10月中旬（予定）
- ・ 施設貸し出しは、令和8年5月初旬（予定）～12月20日（日）

（イ）利用できる者

奈良県在住または奈良県で活動する演奏者など（プロ、アマ不問）。

（ウ）利用できる活動内容（想定）

弦・管・打・鍵盤・和・電子・民族楽器、声楽を主とした演奏練習

※疑義が生じる場合は、甲乙にて協議の上個別判断とする。

（エ）予算上限額及び費用負担について

- ・ 使用料の予算上限額8,000千円（税込）を委託料に含め、乙にて使用料を支払うこと。
※使用料とは、甲が指定する「施設使用料」「備品使用料」「付帯設備使用料」「舞台技術者人件費」を合わせた額とする。
- ・ 施設貸し出し期間の12月20日（日）まで、可能な限り貸し出しが万遍なく継続できるよう、予算配分に配慮すること。
- ・ 施設貸し出し期間を終えて、使用料支払い総額が8,000千円（税込）に満たない場合、その差額については委託料を減額して支払うもの。
※ 万が一、使用料支払総額が予算上限8,000千円（税込）を超えた場合、超えた額については乙にて負担することとなるため、予算管理を徹底すること。
- ・ “利用申込状況”を甲と隨時共有するため、“クーポン申込状況”“施設使用実績”をスプレットシート等で共有すること。

（オ）利用申込者への対応について

- ・ 「本事業にて無償で利用できる施設、備品、付帯設備」と「利用には別途有償となる備品、付帯設備の一例」について、施設毎に、利用申込者に分かりやすく表示すること。
※ 「本事業にて無償で利用できる施設、備品、付帯設備」については、別途、甲より指示する。
- ・ 利用申込については、初回利用時のみ利用者登録をさせ、登録事項については甲乙協議のうえ決定すること。
- ・ 利用者登録及び利用申込時において、「演奏練習に使用することに間違いないか」「事業目的から逸脱した使用や無断キャンセル等の場合は、以後の利用申込の停止や、悪質な場合は施設使用料やキャンセル料を利用者に請求する場合もある」旨を周知すること。
- ・ 各施設を利用するためのクーポン発行の申込を受け付ける申込フォームを作成すること。
- ・ 利用申込の最小単位は、「午前」「午後」「夜間」とすること。
- ・ 発行されたクーポンにより、利用者自身で対象施設への予約手続きを行わせること。
- ・ 使用日の1ヶ月前までに、利用者自身が以下について、利用施設と打合せが必要であることを周知すること。
 - 利用施設と使用用途について電話で打合せを行うこと。
 - 使用用途によっては、現地での事前打合せが必要な場合があること。
 - 施設備品及び付帯設備の利用を希望する場合は、事前の申し込みが必要であること。

- 大型の楽器や機材等の持込が有る場合、搬入路の打合せや使用の可否について事前の確認が必要であること。

(カ) クーポン発行の考え方について

- ・本事業の利用を通じて、多くの演奏者に、音楽練習場所としての県内施設利用を体験していただき、また、県の音楽活動支援についても知っていただく機会とするため、2回目以降のクーポン発行は、前回のクーポンを利用完了するまでは発行しないものとする。
- ・クーポン発行申込が予算上限を上回るペースである場合、奈良県民の利用を優先すること。

(キ) 施設管理者への対応について

- ・各施設の利用規則に則り、利用予約及び施設使用料を支払うこと。
- ・施設管理者に、実際の利用者の「代表者指名」、「連絡先」、「施設の使用用途」、「電話が繋がりやすい曜日や時間帯の情報」を連携すること。
- ・施設設備や付帯設備の利用等が有る場合、利用者より直接施設管理者宛てに問合せや申し込みがあること及び、本事業の対象外となる備品や付帯設備利用については、施設管理者から利用者に直接請求することを周知すること。
- ・利用者から事前申請された使用用途と、実際の使用に相違がないか、施設管理者より情報収集を行いサンプリングすること。
- ・利用者がキャンセルをした場合、各施設のキャンセルポリシーに応じた料金を支払うこと。
- ・以上を踏まえ、可能な限り多くの演奏家が利用できるよう、効率的な運用を提案すること。

(3) 共通

Nara for Culture 公式 Web サイトの運営

- ・甲が手配するサーバー及びドメインを使用し、Web サイトの制作及び更新を行い、Web 上での情報発信を実施すること。
- ・Web サイトはデスクトップ端末やタブレット端末、モバイル端末でも快適に利用できるようレスポンシブ対応とすること。なお、レイアウトやユーザーインターフェイス等についてはモバイル端末による利用を第一に考え、開発すること。
- ・Web サイトに必要な機能については、甲・乙協議の上決定した機能を盛り込み、開発すること。
- ・Top ページのバナーは、時期によって掲載するコンテンツを変更すること。
- ・令和 8 年 3 月中旬に一般ユーザー向けに令和 8 年度のコンテンツを公開

(ア) 【音楽祭】「Nara for Culture～ムジークフェストなら 2026～」

- 企画内容毎にページを構成するなど、一般ユーザーが直感的に公演情報を検索できるようにすること。
- 丙と連携し、甲が主催する公演、及び「連携・まちなかコンサート」の情報を Web サイトに掲載すること。

- Web サイトのトップページ上部にて、「連携・まちなかコンサート」で直近 1 週間以内に開催されるコンサートのサムネイルを自動で表示するなどして、甲主催公演以外にも多彩なコンサートが開催されることに気付きやすい仕掛けをすること。
- 丙と連携し、甲が主催する有料クラシックコンサート（4 公演）の特集ページを制作すること。
- 開催期間が長期間に渡るため、終了したコンサートについては終了していることを分かりやすくし、これから開催されるコンサートを見つけやすくすること。

(イ) 【音楽活動支援】「Nara for Culture～ムジーク・サポート～」

- ムジーク・サポートの概要がわかる Web ページを制作すること。
- 上記ページから、以下の事業の詳細がわかるページ・コンテンツ Web へ遷移できるようすること
 - a) 演奏家の演奏場所の提供事業
 - b) ムジーク・アーティストベース
 - c) ムジークキャンプ
 - d) ムジーク・ピッチコンテスト
- 詳細
 - a) 演奏家の演奏場所の提供事業
 - ・ (2) の内容を利用者向けに分かりやすく掲載すること。
 - ・ クーポンの発行ができるシステムを構築すること。
 - ・ 上記のシステムを使って、Web フォームからクーポンを発行できるようにすること。
 - ・ サブドメインの使用は可能。ただし、サブドメインの使用にかかる費用は甲の負担とする。
 - b) ムジーク・アーティストベース
 - ・ 丙と連携し、「ムジーク・アーティストベース」の Web コンテンツにリンクさせること。
 - ・ サブドメインの使用、別サーバーでの運用を想定。ただし、サーバー及びサブドメインの使用にかかる費用は丙の負担とする。
 - c) ムジークキャンプ
 - ・ 一般ユーザー向けにムジークキャンプや過去の受講者名や実績を掲載すること。
 - ・ 丙と連携し、「第 3 期ムジークキャンプ」の Web コンテンツを掲載すること。Web コンテンツには受講生募集及び観覧者募集も含む。ただし、募集にかかる Web フォームの作成・運用は、甲が別途委託する事業者が行う。
 - ・ サブドメインは使用しない。

d) ムジーク・ピッチコンテスト

- ・ 2024 年に実施した内容の詳細を掲載すること。
- ・ サブドメインは使用しない。

(4) 協議・打ち合わせの実施

本業務を履行するにあたり、甲と必要な協議・打合せを適宜行い、進捗状況等を報告すること。

(5) 実施報告書の提出

乙は、業務実施に係る実績を報告書として作成し、提出すること。実施報告書については、上記（1）～（3）についての実施内容や業務成果等について取りまとめ、成果物として甲へ提出すること。

6. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- （1） 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
- （2） 甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合であっても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- （3） 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。
- （4） 第三者著作物の利用許諾は乙が取得し、範囲・期間・媒体を明らかにすること。

7. 貸与資料

甲が保有する資料は、業務遂行上必要であれば乙に貸与する。本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

8. 成果物の検査・納品

成果物は甲の検査合格後に納品する。甲は受領後 10 営業日以内に検査結果を乙に通知する。また、成果物データは外部記録媒体（USB メモリ・DVD 等）またはオンラインストレージで納品する。

9. 支払方法

令和8年3月31日時点における出来高相当分について、乙は令和8年3月31日以降速やかに甲あて実施報告を行い、甲は完了検査後に4,000千円を支払限度額として代金を支払う。

令和8年4月1日以降分については、全業務の履行終了後、一括で支払う。ただし、履行期間中の概算払いを可能とする。

※甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、上記の支払限度額を変更することができるものとする。

10. 秘密の保持

乙は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときはこの限りではない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

11. 個人情報保護の取扱

業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。

12. 一括再委託の禁止

乙は、この委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を再委託する場合は、事前に甲の承認を得ること。ただし、委託業務における主要な部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等）は再委託してはならない。

13. その他事項

- (1) 本業務に必要となる機器、開発ツール、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、交通費、通信費等については、乙の負担とする。
- (2) 使用する図表・データ・画像等は乙において使用許可等を得ること。また、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、乙はその一切の責任を負うこと。
- (3) 乙は、本委託業務の実施に当たり、乙の責めに帰する事由により甲に損害を与えた時や、乙の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。なお、再委託に起因する損害も乙が負う
- (4) 本仕様に定めのない事項又は業務上疑惑が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。天災地変・感染症等により日程変更が必要な場合、媒体差替え・時期変更等の代替措置を協議のうえ講じる。
- (5) 別記2「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

<別記1>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、隨時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別記2>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。